

絶縁監視設備点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の絶縁監視設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」及び機器表<16>監視制御設備【電気設備】に記載の絶縁監視設備とする。
- 2 絶縁監視設備の定期点検は、本館、別館共、年1回とする。
- 3 業務実施者は、点検、測定試験の実施日時について事前に施設管理担当者と調整する。
- 4 点検中に不良箇所が見つかった場合は、その都度、厚生企画室に報告し、協議する。
- 5 部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。
- 6 機器に障害が発生した場合は、厚生企画室に報告し、速やかに措置すること。

第3 機器仕様

1 絶縁監視設備 (株)明電舎製

建物名	区分	保守点検内容	数量	点検回数
別館	地下2階変電設備 低圧絶縁監視盤	1. 絶縁装置盤の外部及び内部の点検 共通仕様書第2編第3節受変電設備「表3.3. 1配電盤等（内部機器を除く）」の「2. 配電盤」による。 2. 動作点検 (1) 整定値等確認及び動作特性試験 ・要素、整定値、タイマ類の設定状況確認を行う。 ・整定値に対する注意・警報動作値及び動作時間の点検を行う。 (2) 各項目結果に対する総合判定を行う。	4台	年 1回
	塔屋変電設備 低圧絶縁監視盤			
本館	単相三線変電設備 低圧絶縁監視盤			
	三相4線変電設備 低圧絶縁監視盤			